

日英包括的経済連携協定における合意内容(セーフガード)

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
020110000	牛肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	【牛肉】
020120000		1 発動水準 以下の発動水準は、牛肉(関税分類0201及び0202)及び牛ほほ肉等(関税分類020610020及び020629020)につ いての、英国及びEUからの合計輸入量。
020130010		1年目 45,056トン 2年目 45,833トン 3年目 46,611トン 4年目 47,389トン 5年目 48,167トン 6年目 48,944トン 7年目 49,722トン 8年目 50,500トン
020130020		9～13年目 前年度の発動水準に385トンを加算 14年目以降 前年度の発動水準に770トンを加算
020130030		2 発動後の税率 (牛肉)
020130090		1年目 38.5% 2～8年目 30% 9～12年目 20% 13年目 18%
020210000		(牛ほほ肉等)
020220000		1年目 38.5% 2年目 32.7% 3年目 30.6% 4～8年目 30% 9～12年目 20% 13年目 18%
020230010		※ 14年目以降については、前年度に発動が無ければ、毎年1%ずつ発動後税率を引き下げる。
020230020		3 発動期間 (1)4月から1月までの間に発動水準を超過した場合は、年度末まで。 (2)2月に発動水準を超過した場合は、45日間。 (3)3月に発動水準を超過した場合は、30日間。
020230030		4 9～13年目のセーフガード 9～13年目については、各年度内の四半期毎に、当該年度の発動水準の4分の1の117%を超える輸入があった場 合、90日間関税を引き上げ。なお、当該セーフガードと前述の年度単位のセーフガードとが同時に発動要件を満たす 場合には、長い方の発動期間で発動される。
020230090		5 有効期間 14年目以降、連続した4年間でEUに対してセーフガードの発動が無ければ廃止。
020610020	牛ほほ肉等 (生鮮・冷蔵・冷凍)	6 家畜疾病発生に関する特例 英国において、重大な家畜疾病の発生があった場合であって、英国からの輸入が36ヶ月以上実質的に停止された場 合は、英国に対してセーフガードは実質的解禁から48ヶ月適用しない。また、この不適用期間は、英国において深刻な 干ばつなどの自然災害があり、生産回復が妨げられた場合には、60ヶ月間とする。
020629020		7 初年度の発動水準 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
020311020	豚肉・豚くず肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	【豚肉1】 1 発動水準 (1) 1～2年目 英国及びEUからの過去3年間の豚肉輸入量のうち最高値の116%。 (2) 3～4年目 ① 399円/kg (豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、英国及びEUからの過去3年間の豚肉輸入量のうち最高値の116%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下の英国及びEUからの輸入量。 3年目 63,000トン 4年目 71,400トン (4) 5～9年目 ① 399円/kg (豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、英国及びEUからの過去3年間の豚肉輸入量のうちの最高値の119%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下の英国及びEUからの輸入量。 5年目 79,800トン 6年目 88,200トン 7年目 96,600トン 8年目 105,000トン 9年目 105,000トン 2 発動後の税率 (1) 分岐点価格524円/kg (枝肉は393円/kg、以下同じ。)以上の豚肉。 1年目 4.0% 2～4年目 3.4% 5～7年目 2.8% 8～9年目 2.2% (2) 分岐点価格524円/kg (枝肉は393円/kg、以下同じ。)未満の豚肉。 以下①②のいずれかの低い方。 ① CIF輸入価格とセーフガード輸入基準価格※との差 (※ 524円/kg×(100%+上記2(1)の税率)) ② 1～2年目 当該年度の従量税と同じ 3～7年目 100円/kg (枝肉は75円/kg) 8～9年目 70円/kg (枝肉は52.5円/kg) 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 9年目まで。 5 初年度の発動水準 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。
020311030		
020311040		
020312021		
020312022		
020612023		
020319021		
020319022		
020319023		
020321020		
020321030		
020321040		
020322021		
020322022		
020322023		
020329021		
020329022		
020329023		
020630092		
020630093		
020630099		
020649092		
020649093		
020649099		

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
021011010	豚肉調製品 (ハム、ベーコン等)	
021011020		
021012010		【豚肉2】
021012020		1 発動水準 (1)1～4年目 英国及びEUからの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち最高値の118%。
021019010		(2)5～9年目 英国及びEUからの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち最高値の121%。
021019020		2 発動後の税率
021099011		1～2年目 発効前の税率の85%
021099019		3～7年目 発効前の税率の60%
		8～9年目 発効前の税率の45%
160241011		(注)発効前の税率 分岐点価格(897.59円/kg)以上のもの CIF輸入価格の8.5%
160241019		分岐点価格(897.59円/kg)未満のもの 614.85円/kg－0.6×CIF輸入価格
160242011		3 発動期間 年度末まで。
160242019		4 有効期間 9年目まで。
160249210		5 初年度の発動水準 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。
160249220		

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
040410129	ホエイのタンパク質 濃縮物	【ホエイ1】 1 発動水準 以下の発動水準は、英国及びEUからの合計輸入量。 1年目 2,267トン 2年目 2,400トン 3年目 2,533トン 4年目 2,667トン 5年目 2,800トン 6年目 2,933トン 7年目 3,067トン 8年目 3,200トン 9年目 3,544トン 10年目 3,888トン 11年目 4,232トン 12年目 4,690トン 13年目 5,148トン 14年目 5,606トン 15年目 6,064トン 16年目 6,522トン 17年目 6,980トン 18年目 7,438トン 19年目以降 前年度の発動水準に573トンを加算 2 発動後の税率 1～3年目 29.8%+120円/kg 4～8年目 23.8%+105円/kg 9～13年目 19.4%+90円/kg 14～18年目 13.4%+75円/kg ※ 19年目以降の各年度については、前年度に発動が無ければ毎年1.9%+10.7円/kg、前年度に発動があれば1.0%+5.0円/kg、発動後税率を引き下げる。 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 19年目以降、連続した3年間でEUに対してセーフガードの発動が無ければ廃止。 5 特例 日本国内で脱脂粉乳が不足している、又は脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がない場合はセーフガードを適用しない。 6 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。
040410139		
040410149		
040410169		
040410179		
040410189		

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
040410129	ホエイ粉	【ホエイ2】
040410139		1 発動水準 以下の発動水準は、英国及びEUからの合計輸入量。
040410149		1年目 2,611トン 2年目 2,767トン 3年目 2,922トン 4年目 3,078トン 5年目 3,233トン 6年目 3,389トン 7年目 3,544トン 8年目 3,700トン 9年目 3,929トン 10年目 4,158トン 11年目 4,502トン 12年目 4,846トン 13年目 5,190トン 14年目以降 前年度の発動水準に458トンを加算
040410169		2 発動後の税率 1～3年目 29.8%+75円/kg 4～8年目 23.8%+45円/kg 9～13年目 13.4%+30円/kg ※ 14年目以降の各年度については、前年度に発動が無ければ毎年2.0%+4.0円/kg、前年度に発動があれば1.0%+2.0円/kg、発動後税率を引き下げる。
040410179		3 発動期間 年度末まで。
040410189		4 有効期間 14年目以降、連続した2年間でEUに対してセーフガードの発動が無ければ廃止。 5 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
080510000	オレンジ	【オレンジ】 12/1～3/31に輸入されるものについて、関税削減期間における輸入急増に対し、以下のとおりセーフガードを措置。 1 発動水準 以下の発動水準は、英国及びEUからの合計輸入量。 1～5年目 2,000トン 2 発動後の税率 1～2年目 28% 3～5年目 20% 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 5年目まで。 5 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、月割りで計算する。
010129290	競走馬	【競走馬】 1 発動水準 CIF価格が発動価格(1,070万円/頭)の90%未満の場合 2 発動後の税率 輸入時の実行最恵国税率をMFN、実施区分「B15」に従って決定される関税率をB15として、 発動価格の10% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の40%の場合: $B15 + 0.3 * (MFN - B15)$ 発動価格の40% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の60%の場合: $B15 + 0.5 * (MFN - B15)$ 発動価格の60% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の75%の場合: $B15 + 0.7 * (MFN - B15)$ 発動価格の75% < 発動価格 - CIF価格 の場合: MFN 3 有効期間 13年目まで。